

和泉総第1630号
平成27年11月13日

和泉市個人情報保護審査会会長 様

和泉市長 辻 宏 康

和泉市個人情報保護条例の一部改正について（報告）

このことについて、行政不服審査法が全部改正されたことにより、審理員の適用除外、口頭意見陳述手続の整備、その他所要の規定の整備を行う必要があり、また、情報公開条例にあわせ、個人情報保護条例でも審査会機能を明確化するため、条例を改正するものです。

個人情報に関する審査請求については、従来どおり個人情報保護審査会に諮問することとし、行政不服審査会の適用除外規定を設けています。

つきましては、条例の内容について、貴審査会へ報告いたします。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の概要

1 行政不服審査法の概要

平成 26 年 6 月に行政不服審査法が全部改正され、処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大が図られた。

2 行政不服審査法的主要改正点

○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・処分に関与しない職員を審理員として置き、審理員が審査請求人と処分庁の両者の主張を公平に審理する。
- ・有識者から成る第三者機関（行政不服審査会）を設置し、第三者機関が処分庁、審理員、審査庁の判断をチェックする。

○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・「異議申立て」手続を廃止し、処分庁でなく、処分に関係していない部署が審査する。

○審査請求をすることができる期間を 60 日以内から 3 か月以内に延長

3 条例制定の趣旨

法施行にあわせて、関係する 8 つの条例の改正を行う。

- ①和泉市行政手続条例
- ②和泉市情報公開条例
- ③和泉市個人情報保護条例
- ④和泉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ⑤和泉市職員の給与に関する条例
- ⑥和泉市手数料条例
- ⑦和泉市固定資産評価審査委員会条例
- ⑧和泉市消防団員等公務災害補償条例

○文言等の整備（各条例）

- ・「異議申立て」「不服申立て」→「審査請求」
- ・「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」→「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」
- ・条項ずれの改正

○規定の整備（②和泉市情報公開条例、③和泉市個人情報保護条例）

- ・審理員の適用除外規定（法第 9 条第 1 項関係）

情報公開の決定、個人情報開示等の決定に係る審査請求について、審理員による審理を不要とする。

- ・口頭意見陳述手続の整備（法第31条関係）

情報公開審査会・個人情報保護審査会が行う意見陳述手続について、審理員による口頭意見陳述手続と同様とする。

- ・審査会機能の明確化（個人情報保護条例第34条関係）

個人情報保護審査会の権限、機能等について、情報公開審査会と同様に詳細に規定する。

○手数料の設定（⑥和泉市手数料条例）

- ・審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の途中で、審査請求人等から関係書類の交付申請があった場合は、手数料を徴収して書類を交付する（法第38条第1項、第78条第1項関係）
- ・手数料額は「実費の範囲内において規則で定める額」とする。

4 施行日 平成28年4月1日（行政不服審査法の施行日と同日）

行政不服審査法関連 3 法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

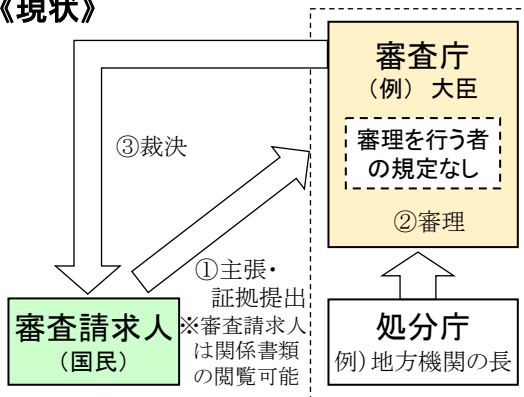
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

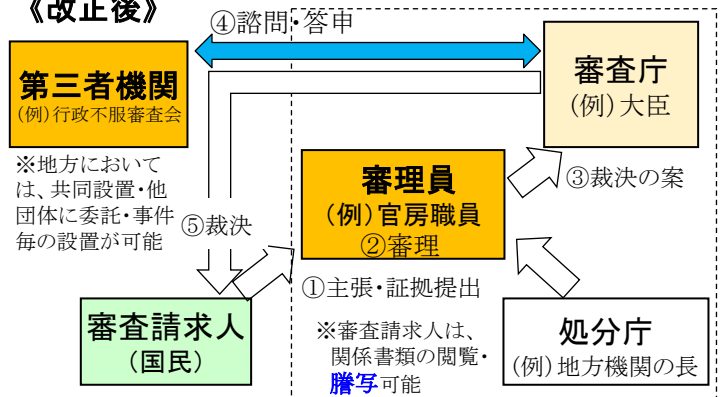
○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

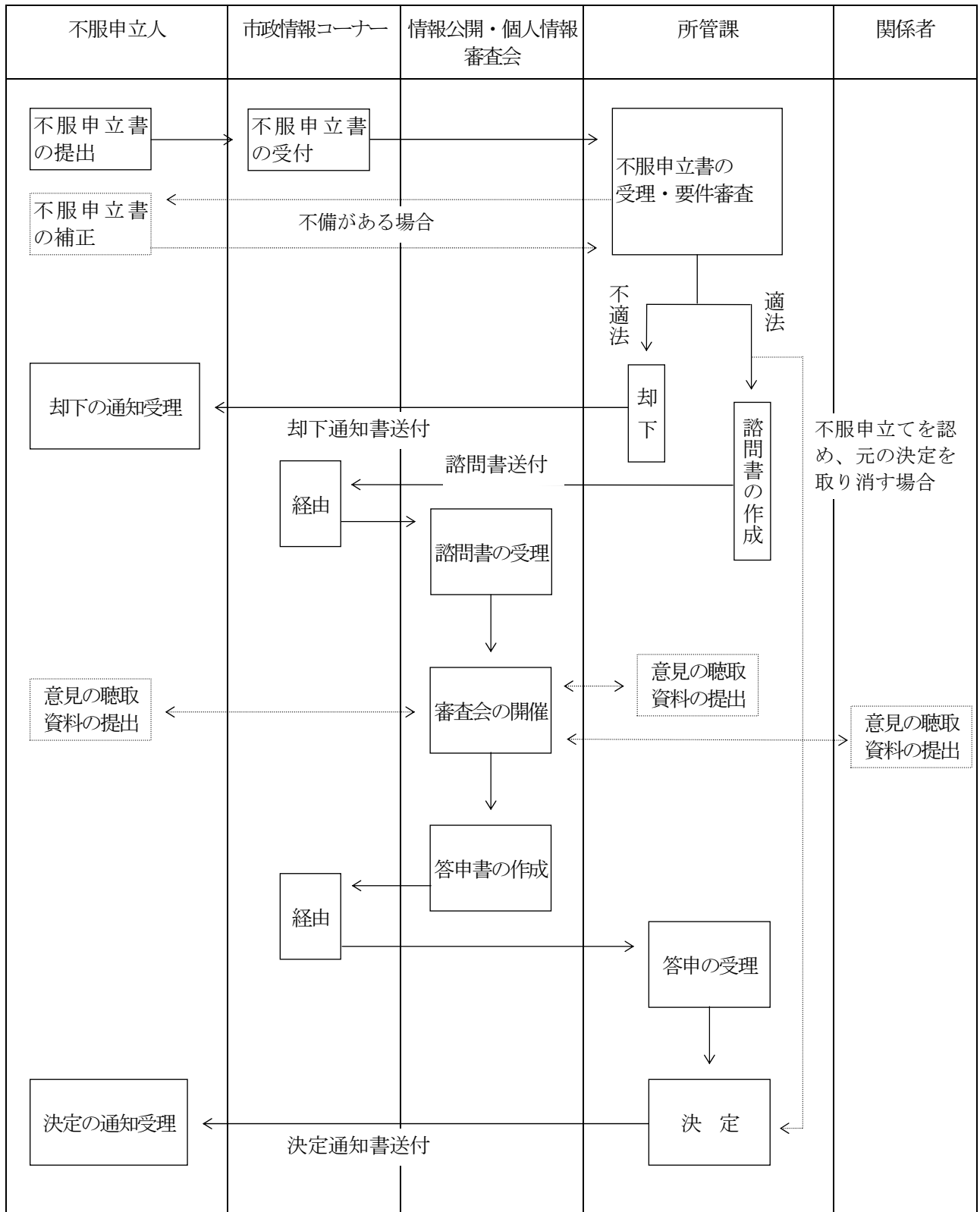
- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小 など

行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

[現在の不服申立ての事務の流れ]



次第4 資料

和泉市個人情報保護条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
目次 第1章 略 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節、第2節 略 第3節 <u>審査請求等（第34条—第35条）</u> 第3章～第5章 略 附則 第3節 <u>審査請求等</u> <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）</u> 第34条 第26条第1項の決定又は個人情報の開示等の請求に係る不作為に関する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定に基づき、同項の規定は、適用しない。 <u>（審査会への諮問等）</u> 第34条の2 実施機関は、第26条第1項の決定又は個人情報の開示等の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除	目次 第1章 略 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節、第2節 略 第3節 <u>救済手続（第34条・第35条）</u> 第3章～第5章 略 附則 第3節 <u>救済手続</u> <u>（救済手続）</u> 第34条 実施機関は、第26条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法である場合を除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。 2 審査会は、前項の諮問を受けたときは、諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。 3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行う

新	旧
<u>き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。</u> <u>(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。</u> <u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報 の全部を開示することとするとき（第26条第6項の規定によ り開示請求者以外のものの意見を聴いた場合で、当該個人情報の 開示について開示請求者以外のものから反対の意見が提出され ているときを除く。）。</u> <u>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報 の訂正をすることとするとき。</u> <u>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報 の利用停止をすることとするとき。</u> <u>2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」と いう。）は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）並びに請求者及び反対の 意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u> <u>（審査会の調査権限）</u> <u>第34条の3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関 に対し、開示等の決定（第26条第1項の決定をいう。以下同じ。） に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何</u>	<u>ものとする。</u>

新	旧
<u>人も、審査会に対し、その提示されている公文書の開示を求めることができない。</u> <u>2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示等の決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u> <u>3 諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u> <u>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。</u> <u>（意見の陳述）</u> <u>第34条の4 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。</u>	

新	旧
<u>2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。</u> <u>3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u> <u>4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u> <u>5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</u> <u>（意見書等の提出）</u> <u>第34条の5 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> <u>（委員による調査手続）</u> <u>第34条の6 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第34条の3第1項前段の規定により提示させた公文書を</u>	

新	旧
<u>閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第34条の4第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u> <u>(提出資料の閲覧等)</u> <u>第34条の7 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</u> <u>(調査審議手続の非公開)</u> <u>第34条の8 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</u> <u>(答申等)</u> <u>第34条の9 審査会は、第34条の2第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</u> <u>2 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。</u> <u>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。</u>	

新	旧
(審査会) 第46条 略 2 略 3 審査会は、審査その他の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>審査請求人</u>、事業者、実施機関の職員その他当該事案の関係者に対して、出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 4、5 略	(審査会) 第46条 略 2 略 3 審査会は、審査その他の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>不服申立人</u>、事業者、実施機関の職員その他当該事案の関係者に対して、出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 4、5 略